

○登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱

平成21年7月21日

告示第146号

(趣旨)

第1条 市は、地球温暖化対策の一環として、市内におけるクリーンエネルギーの普及を図るとともに市内の産業振興に資するため、市民が行う住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費について、当該市民に対し予算の範囲内で登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、登米市補助金等交付規則(平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 第3条に定める要件に適合し、市内における住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)の設置(市内に事業所を有する者が受注するものに限る。ただし、新築時に施工する場合及び既築住宅の屋根の構造等特殊の事情により市外の事業者が受注することが止むを得ないと認める場合は、この限りでない。以下「補助事業」という。)に要する費用であって別表第1に掲げる費用(以下「補助対象経費」という。)について、国の平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付を受けて当該補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。

2 補助事業者は、市内に住所を有し(予定を含む。)、全ての市税の滞納がなく、電灯契約を結んでいる(予定を含む。)者とする。対象システムは、市内において住居(店舗又は事務所等との兼用も可)として使用されている建物に設置するものとし、補助事業者の所有物でない建物に設置する場合は、書面により建物の所有者の承諾を得ることとする。ただし、別荘に設置する場合は、市内に所在し、かつ、補助事業者が所有する建物とする。

(対象システムの要件)

第3条 対象システムは、次の各号のすべての要件に適合するものをいう。

(1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、国際電気標準会議(IEC)等の国際規格も可とする。)の合計値(キロワット表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)とする。以下同じ。)が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10キロワット未満であること。

(2) 下記性能を満たし、かつ、一定の品質及び性能が、一定期間確保されているシステムであるもの

ア 太陽電池モジュールの変換効率が、別表第2に定める値以上であるもの

イ 財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)により登録されたもの

ウ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの

(ア) 太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。

(イ) メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。

(3) 補助対象経費が、1キロワット当たり60万円以下(税別)の太陽光発電システムであるもの。ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表第3で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から控除することができるものとする。

(4) 太陽電池モジュール・インバータは、未使用品であるもの(中古品(一度でも系統連系を行ったものをいう。))は対象外)

(5) その他太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の定める技術仕様書等の国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の要件に適合するもの

(補助金の額)

第4条 補助事業者に交付する補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池の最大出力に1キロワット当たり2万4千円を乗じて得た金額とし、上限を10万円とする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(募集及び申請方法)

第5条 市長は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望する者を募集するものとする。

2 補助金の交付を申請する者は、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の申込み後、平成23年12月28日までの間に、様式第1号による補助金交付申請書(一般用)又は様式第2号による補助金交付申請書(建売用)を、別表第4の書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容が第2条及び第3条に定める補助金交付の要件に適合すると認められるもののうちから、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。

4 市長は、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、第2項に定める期間にかかわらず、補助金交付申請の受付を停止するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理した後、原則として14日以内に審査の上、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第3号による補助金の交付決定通知書により当該申請者にその旨通知する。

2 市長は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(2) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間において善良なる管理者の注意をもって管理すること。

(3) 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、第17条の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。

(4) 補助事業者は、第17条の規定に基づく承認を受けた後、取得財産等の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。

(5) 補助事業者は、補助金の交付決定に係る計画を変更しようとするときは、第9条の規定による計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、第6条の規定による補助金の交付決定に係る申請を取下げようとするときは、第10条の規定による中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。

(対象システムの設置又は引渡し)

第8条 一般用の補助事業者は、第6条第1項の規定による通知を受けた後、工事に着工し、当該通知に記載された交付決定年月日から、既築住宅の場合にあっては原則として4か月以内、新築住宅の場合にあっては原則として7か月以内又は平成24年1月31日のいずれか早い日までに、電力会社と対象システムの電力受給を開始しなければならない。この場合において、工事着工日は補助金の交付の対象となる全部又は一部の工事に着工した日とし、当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない。

2 建売用の補助事業者は、第6条第1項の規定による通知を受けた後、原則として4か月以内又は平成24年1月31日のいずれか早い日までに、対象システムの設置された建売住宅の引渡しを受け、電力会社と対象システムの電力受給を開始しなければならない。この場合において、引渡し日は、交付決定年月日以降でなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の変更申請後、あらかじめ様式第4号(期限の変更)又は様式第5号(システムの変更)による計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条に定める期間内に対象システムの電力受給が開始されないとき。
- (2) 第11条に定める期間内に実績報告書を提出できないとき。
- (3) 補助金交付申請書に記載した対象システムの太陽電池の公称最大出力を変更するとき。
- (4) 対象システムのメーカーを変更するとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 変更後のシステムは、第3条の要件に適合したシステムでなくてはならない。市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、条件を付すことができる。

(中止の承認)

第10条 補助事業者は、やむを得ない理由により対象システムの設置又は対象システムの設置された建売住宅の購入を中止しようとするときは、速やかに様式第6号による中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付申請(兼完了報告)後、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日から起算して2月以内又は平成24年2月29日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書(一般用)又は様式第8号による実績報告書(建売用)に、別表第5の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、補助事業者の実績報告書を受領した後、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9号により補助事業者に通知する。

(補助金の支払い)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し支払いを行うものとする。

(手続代理者・手続代行者)

第14条 補助金交付申請を行う者は、第5条の補助金交付申請書、第9条の計画変更承認申請書、第10条の中止承認申請書及び第11条の実績報告書について、行政書士又は行政書士法人(以下「手続代理者」という。)に対してこれらの手続の代理を依頼することができる。また、法令に反しない限りにおいて対象システムを販売する者(以下「手続代行者」という。)に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 手続代理者及び手続代行者は、依頼された手続を、誠意をもって実施するものとする。

また本手続の代理又は代行を通じ補助金交付申請を行う者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

- 3 市長は、手続代理者又は手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代理者又は手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代理及び代行を認めないことができるものとする。

(現地調査等)

第15条 市長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者、手続代理者及び手続代行者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(取得財産等の管理)

第16条 補助事業者は、対象システムをその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象システムがき損され又は、滅失したときは、様式第10号によるき損、滅失届を市長に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第17条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該対象システムを処分しようとするときは、あらかじめ様式第11号による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の提出)

第18条 この要綱により市長に提出する書類の部数は各1部とし、市民生活部環境課に提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年7月21日から施行し、平成21年度予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、国の平成21年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「平成21年度の国の補助金」という。)の交付申請を行った住宅用太陽光発電システムの設置については、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成21年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、同

条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、国の平成20年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「平成20年度の国の補助金」という。)の交付決定を受けた住宅用太陽光発電システムの設置のうち、平成21年4月1日以降に工事に着手したもの又は平成21年4月1日以降に引渡しを受けたものについては、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成20年度の国の補助金の交付決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成20年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成20年度の国の補助金の交付決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成20年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」とそれぞれ読み替え、本補助金の交付対象とするものとする。
- 4 平成21年10月29日以降に市に提出される補助金の交付の申請については、第5条第2項中「平成21年12月28日まで」とあるのは「平成22年3月31日まで」と、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定通知」と、「当該通知に記載された交付決定年月日から、既築の場合は原則として3カ月以内、新築の場合は原則として6カ月以内又は平成22年2月22日のいずれか早い日」とあるのは「平成22年3月31日」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成21年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定通知」と、「原則として3カ月以内又は平成22年2月22日のいずれか早い日」とあるのは「平成22年3月31日」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、第11条中「、対象システムの工事完了日又は対象システムの設置された建売住宅の引渡しが完了した日から起算して30日以内又は平成22年3月1日のいずれか早い日までに」とあるのは「直ちに」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則(平成22年2月23日告示第24号)

この告示は、平成22年2月23日から施行する。

附 則(平成22年5月21日告示第112号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、国の平成22年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「平成22年度の国の補助金」という。)の申込みを行った住宅用太陽光発電システムの設置については、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成22年度の国の補助金の申込

受理決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成22年度の国の補助金の申込受理決定年月日以降でなければならない」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成22年度の国の補助金の申込受理決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成22年度の国の補助金の申込受理決定年月日以降でなければならない」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、国の平成21年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「平成21年度の国の補助金」という。)の交付決定を受けた住宅用太陽光発電システムの設置のうち、平成22年4月1日以降に工事に着手したもの又は平成22年4月1日以降に引渡しを受けたものについては、同項中「設置(市内に事業所を有する者が受注するものに限る。ただし、新築時に施工する場合及び既築住宅の屋根の構造等特殊の事情により市外の事業者が受注することが止むを得ないと認める場合は、この限りでない。以下「補助事業」という。)」とあるのは「設置(以下「補助事業」という。)」と、第5条第2項中「申込み後」とあるのは「申請後」と、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成21年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成21年度の国の補助金の交付決定年月日以降でなければならない」と、別表第4中「補助金申込書の受理決定通知書」とあるのは「補助金の交付決定通知書」とそれぞれ読み替え、本補助金の交付対象とするものとする。この場合において、様式第1号から様式第8号までの書類の作成については、この要綱による改正前の登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱による様式第1号から様式第8号までの様式に準じ作成するものとする。

附 則(平成22年12月28日告示第246号)

この告示は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年6月1日から施行し、改正後の登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の規定は、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、国の平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「平成23年度の国の補助金」という。)の申込みを行った住宅用太陽光発電システムの設置については、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成23年度の国の補助金の申込受理決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成23年度の国の補助金の申込受理決定年月日以降でなければならな

い」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成23年度の国の補助金の申込受理決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成23年度の国の補助金の申込受理決定年月日以降でなければならない」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 第2条第1項の規定にかかわらず、国の平成22年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金(以下「平成22年度の国の補助金」という。)の申込受理決定を受けた住宅用太陽光発電システムの設置（市内に事業所を有する者が受注するものに限る。ただし、新築時に施工する場合及び既築住宅の屋根の構造等特殊の事情により市外の事業者が受注することが止むを得ないと認める場合は、この限りでない。）のうち、平成23年4月1日以降に工事に着手したもの又は平成23年4月1日以降に引渡しを受けたものについては、第4条第1項中「2万4千円」とあるのは「3万5千円」と、「10万円」とあるのは「12万5千円」と、第8条第1項中「第6条の通知」とあるのは「平成22年度の国の補助金の申込受理決定通知」と、「当該着工日は交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「当該着工日は平成22年度の国の補助金の申込受理決定年月日以降でなければならない」と、同条第2項中「第6条の通知」とあるのは「平成22年度の国の補助金の申込受理決定通知」と、「交付決定年月日以降でなければならない」とあるのは「平成22年度の国の補助金の申込受理決定年月日以降でなければならない」とそれぞれ読み替え、本補助金の交付対象とするものとする。この場合において、様式第1号から様式第8号までの書類の作成については、この告示による改正前の登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱による様式第1号から様式第5号まで、様式第7号及び様式第8号の様式に準じ作成するものとする。

別表第1(第2条関係)

補助対象経費の対象となる項目

太陽電池モジュール	架台
インバータ	保護装置
接続箱	直流側開閉器
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付
設置工事に係る費用	余剰電力販売用電力量計

別表第2(第3条関係)

変換効率

太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの基準変換効率
シリコン結晶系	13.5%
シリコン薄膜系	7.0%
化合物系	8.0%

※太陽電池モジュールの基準変換効率は、真性変換効率とする。

別表第3(第3条関係)

特殊工事

項目(備考参照)	控除できる上限額
(1) 安全対策費	1kW 当たり 3 万円(税抜)
(2) 陸屋根防水基礎工事	1kW 当たり 5 万円(税抜)
(3) 積雪対策工事	1kW 当たり 3 万円(税抜)
(4) 積雪架台嵩上げ工事	1kW 当たり 2 万 5 千円(税抜)
(5) 風荷重対策工事	1kW 当たり 2 万 5 千円(税抜)
(6) 塩害対策工事	1kW 当たり 1 万円(税抜)
(7) 幹線増強工事	1 件当たり 10 万円(税抜)

備考

(1) 安全対策費

工事内容：屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するために、安全対策上設置場所に適合した足場を設ける工事

(2) 陸屋根防水基礎工事

工事内容：陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事

(3) 積雪対策工事

工事内容：積雪地域の積雪過重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。また、積雪地域における鋼板屋根への設置において個別設計して行う屋根等の改修工事

(4) 積雪架台嵩上げ工事（積雪対策工事を実施した上で行うことが条件。）

工事内容：積雪地域において積雪により周囲の雪に埋没しない高さに設置するために、50 c m以上の架台の嵩上げを行う工事

(5) 風荷重対策工事

工事内容：強風地域の風荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事

(6) 塩害対策工事

工事内容：強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事

(7) 幹線増強工事

工事内容：単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事

別表第4(第5条関係)

補助金交付申請書の添付書類

区分	内容	備考
----	----	----

一般用	国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金申込書の受理決定通知書の写し	
	市税納税証明書(平成22年度の全ての市税に滞納がないことを証明するもの)	
	工事請負契約書の写し	
	工事内訳書兼重要事項確認書の写し	
	建物の所有を証明する登記簿謄本(申請日を基準として3か月以内の発行のもの)	自己の居住する建物以外に対象システムを設置する場合に提出のこと。
	その他市長が特に必要と認めるもの	
建売用	国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金申込書の受理決定通知書の写し	
	市税納税証明書(平成22年度の全ての市税に滞納がないことを証明するもの)	
	売買契約書の写し	
	工事内訳書兼重要事項確認書の写し	
	その他市長が特に必要と認めるもの	

別表第5(第11条関係)

実績報告書の添付書類

区分	内容	備考
一般用	太陽電池モジュールの設置状態(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)を示す写真(カラー)	
	対象システムが設置された建物全体の写真(カラー)	太陽電池モジュール及び連係点(インバータ・保護装置、余剰電力販売用電力量計の設置場所)が設置された建物(住宅)が確認できること。
	対象システムの配置図	写真により太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できない場合に提出のこと。

	インバータ・保護装置の設置写真（機器の全景が収まっている写真）	
	インバータ・保護装置の品名番号及び製造番号（銘板）の写真（品名番号と製造番号が1枚に収まっており、品名番号及び製造番号が明確に読み取れる写真）	
	対象システムの設置に係る領収書の写し（補助事業者個人が、補助対象経費を支払っていることが証明できること。）	
	電力受給契約書の写し	連系開始(予定)日は原則として工事着工日以降であること。
	対象システム(全太陽電池モジュール)の出力対比表(太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの)	
	特殊工事を証明する写真	特殊工事のある場合に提出のこと。
	領収書内訳書兼重要事項確認書（完了報告用）の写し	
	補助金振込先金融機関の口座通帳の写し	
	その他市長が特に必要と認めるもの	
建売用	太陽電池モジュールの設置状態(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)を示す写真(カラー)	
	対象システムが設置された建物全体の写真(カラー)	太陽電池モジュール及び連係点（インバータ・保護装置、余剰電力販売用電力量計の設置場所）が設置された建物（住宅）が確認できること。
	対象システムのシステム配置図	写真により太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できない場合に提出のこと。
	インバータ・保護装置の設置写真（機器の全景が収まっている写真）	
	インバータ・保護装置の品名番号及び製造番号（銘板）の写真（品名番号及び製造番号が1枚に収まって	

	おり、品名番号及び製造番号が明確に読み取れる写真)	
	対象システムの設置に係る領収書の写し(補助事業者個人が、補助対象経費を支払っていることが証明できること。)	
	電力受給契約書の写し	連系開始(予定)日は原則として建物引渡日以降であること。
	対象システム(全太陽電池モジュール)の出力対比表(太陽電池の製造番号及び実出力の対比ができるもの)	
	特殊工事を証明する写真	特殊工事のある場合に提出のこと。
	領収書内訳書兼重要事項確認書(完了報告用)の写し	
	建物の所有を証明する登記簿謄本(報告日を基準として3か月以内の発行のもの)	自己の居住する建物以外に対象システムを設置する場合に提出のこと。
	建築確認済証の写し	
	太陽光発電付建売住宅が確認できる立面図	
	補助金振込先金融機関の口座通帳の写し	
	その他市長が特に必要と認めるもの	

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書 (一般用)

年 月 日

(あて先)
登米市長

(申請者)
郵便番号 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 ー ー

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象システムの設置を予定する住所

(いずれか該当するものに「レ」を記入してください。「その他」の場合は、対象システムの設置を予定する住所を記入してください。)

申請者住所と同じ その他 (下記に住所を記載)

住 所	〒 ー

2 対象システムの設置を予定する建物の所有者

建物所有者住所・氏名	申請者本人の 所有権の有無		有 ・ 無 (いずれか該当するものを「○」で囲んでください。)	
	所有者1	住所		承諾印
氏名				
所有者2	住所		承諾印	
	氏名			
所有者3	住所		承諾印	
	氏名			

※ 申請者以外の建物所有者がある場合は、その全員を記載し、申込者が対象システムを設置することを承諾する証として承諾印を捺印してください。

3 電灯契約者名

1 2 手続代理者又は手続代行者

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手 続 代 理 者	
手 続 代 行 者	
代 表 者 印	

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

(申請書記入上の注意)

- (1) 申請書の各欄すべてに、それぞれ所定の内容を記入してください。また、□欄には、該当するものを「レ」でチェックしてください。
- (2) 補助対象となるシステムは、この申請に対する補助金の交付決定後に着工したものに限られますので、「4 工事着工予定日」に記載した日付にかかわらず、実際の市からの交付決定日以降に工事に着手してください。（なお、平成23年6月1日までに国の平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付申請を行ったものでその後に国の交付決定を受けたもの及び国の平成22年度の補助金の交付決定を受け平成23年4月1日以降に設置工事に着手するものについては、特例措置がありますのでご注意ください。）

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付申請書（建売用）

年 月 日

（あて先）
登米市長

（申請者）
郵便番号 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 ー ー

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象システムの設置を予定する住所

住 所	〒 ー

2 対象システムの設置を予定する建物の所有者

建物所有者住所・氏名	申請者本人の 所有権の有無	有 ・ 無 （いずれか該当するものを「○」で囲んでください。）			
	所有者1	住所		承諾印	
		氏名			
	所有者2	住所		承諾印	
		氏名			
	所有者3	住所		承諾印	
		氏名			

※ 申請者以外の建物所有者がある場合は、その全員を記載し、申込者が対象システムを設置することを承諾する証として承諾印を捺印してください。

3 電灯契約者名

--

4 建物引渡し予定日

年 月 日

※ 引渡し予定日は、申請日を含めて10日目以降としてください。

1 1 手続代理者又は手続代行者名

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手続代理者 手続代行者 代 表 者 印	
---------------------------	--

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

(申請書記入上の注意)

- (1) 申請書の各欄すべてに、それぞれ所定の内容を記入してください。また、□欄には、該当するものを「レ」でチェックしてください。
- (2) 補助対象となるシステムは、この申請に対する補助金の交付決定後に引渡しを受けたものに限られますので、「4 建物引渡し予定日」に記載した日付にかかわらず、実際の市からの交付決定日以降に引渡しを受けてください。(なお、平成23年6月1日までに国の平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付申請を行ったものでその後に国の交付決定を受けたもの及び国の平成22年度の補助金の交付決定を受け平成23年4月1日以降に引渡しを受けるものについては、特例措置がありますのでご注意ください。)

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付決定通知書

登米市（ ）指令第 号

受令者名

年 月 日付けで申請のありました登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、金〇〇〇円を交付します。

年 月 日

登米市長

記

- 1 補助事業者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 3 補助事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第17条の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 4 補助事業者は、交付要綱第17条の規定に基づく承認を受けた後、取得財産等の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すべきこと。
- 5 補助事業者は、補助金の交付決定に係る計画を変更しようとするときは、交付要綱第9条の規定による計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 6 補助事業者は、交付要綱第6条の規定による補助金の交付決定に係る申請を取下げようとするときは、交付要綱第10条の規定による中止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。

（今後の手続きについて）

国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付申請（兼完了報告）を行った後、電力会社と対象システムの電力受給を開始した日から起算して2か月以内又は平成24年2月29日のいずれか早い日までに、様式第7号による実績報告書（一般用）又は様式第8号による実績報告書（建売用）を提出してください。

（本通知について）

実績報告書の提出の際に、本通知記載の番号が必要になりますので、本通知書は大切に保管してください。

様式第4号（第9条関係）

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業計画変更（期限の変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）
登米市長

（申請者）
郵便番号 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 ー ー

年 月 日付け登米市（登環）指令第 号で補助金交付決定通知のあった住宅用太陽光発電システム設置事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更期日及び理由

・完了日を延長する場合

完了日の変更	変更後	変更前
	年 月 日	年 月 日
変更の理由	<input type="checkbox"/> システム工事の遅れ <input type="checkbox"/> システム連系手続きの遅れ	<input type="checkbox"/> 引渡し日の遅れ <input type="checkbox"/> その他 (理由を記入)

・実績報告書の提出が完了日より2か月以内にできない場合

実績報告書 提出日の変更	変更後	変更前
	年 月 日	年 月 日
実績報告書提出日延長の理由	<input type="checkbox"/> 電力受給契約確認書の発行の遅れ <input type="checkbox"/> その他 (理由を記入)	<input type="checkbox"/> 領収書発行の遅れ

（上記の理由以外の場合は、変更理由について具体的に記入してください。）

2 国の補助金の変更申請状況

(注) 市の補助金変更申請前に住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（国の補助金）の変更申請が必要です。

変更申請状況	<input type="checkbox"/> 変更承認済み（必ず変更承認通知の写しを添付してください。） <input type="checkbox"/> 変更申請中（申請日 年 月 日） （変更承認され次第、速やかに承認通知の写しを提出してください。）
住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定番号	

※「国の補助金」とは、一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））の「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」のことをいいます。

3 手続代理人又は手続代行者

住 所	〒 -
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手続代理人 手続代行者 代表者印	
------------------------	--

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	- -
F A X 番 号	- -
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業計画変更（システムの変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）
登米市長

（申請者）
郵便番号 ー
住 所
氏 名 印
電話番号 ー ー

年 月 日付け登米市（登環）指令第 号で補助金交付決定通知のあった住宅用太陽光発電システム設置事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更内容及び理由

<input type="checkbox"/> システムの変更	<input type="checkbox"/> メーカーの変更
（上記の理由以外の場合は、変更理由について具体的に記入してください。）	

2 国の補助金の変更申請状況

（注）市の補助金変更申請前に住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金（国の補助金）の変更申請が必要です。

変更申請状況	<input type="checkbox"/> 変更承認済み（必ず変更承認通知の写しを添付してください。） <input type="checkbox"/> 変更申請中（申請日 年 月 日） （変更承認され次第、速やかに承認通知の写しを提出してください。）
住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の交付決定番号	

※「国の補助金」とは、一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））の「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」のことをいいます。

3 対象システムの概要（変更前・変更後） 別紙のとおり

※一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した「様式第7-2 計画変更承認申請書（システム変更）」のうち、「2. 変更内容及び理由」、「3. 【変更前】対象システムの概要（モジュール）」、「4 【変更前】対象システムの概要（インバータ）」、「5 【変更後】対象システムの概要（モジュール）」及び「6 【変更後】対象システムの概要（インバータ）」の写しを提出してください。

4 補助対象経費内訳（金額の変更） 別紙のとおり

※一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した「様式第7-2 計画変更承認申請書（システム変更）」のうち、「7. 補助対象経費内訳（金額の変更）」の写しを提出してください。
また、その内訳の内容を証明する工事請負契約書（一般）又は売買契約書（建売）の写し及び申込時の補助対象経費の内訳と異なる場合は、変更後の工事内容書兼重要事項確認書を必ず添付してください。

5 手続代理者又は手続代行者

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手続代理者 手続代行者 代表者印	
------------------------	--

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金中止承認申請書

年 月 日

登米市長

(申請者)

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け登米市（登環）指令第 号で補助金交付決定通知のありました住宅用太陽光発電システム設置事業について、下記のとおり事業を中止したいので、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 中止の理由（該当する理由に○印をつけて下さい。）

○印記入欄	中止の理由
	資金不足のため
	住宅用太陽光発電システムの価格が高いため
	費用対効果でメリットがないため（価格の割に発電量が少ないため）
	工事に着工したが、工事完了が遅れるため
	工事を将来に延期したため
	住宅用太陽光発電システムの設置場所を変更するため
	構造的に住宅用太陽光発電システムの設置ができないため
	その他（ここに○印をつけた場合は、中止の理由を下に具体的に記入してください。）

2 手続代理者又は手続代行者

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手続代理者 手続代行者 代表者印	
------------------------	--

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

7 補助金の振込先

金融機関名 (カタカナ)																		

※ 左詰めで記入してください。

支店名 (カタカナ)																		

※ 左詰めで記入してください。

銀行番号					支店コード			
------	--	--	--	--	-------	--	--	--

預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
-------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

本人口座名義																		

※ カタカナ・左詰で、姓と名の間は1マス空けてください。

口座番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 右詰めで記入してください。

(注) 「補助金の振込先」は、誤りのないよう十分御確認の上、御記入ください。

また、上記の内容に誤りが無いことを確認するため、上記に内容が記載された通帳の写しを添付してください。

(注) ゆうちょ銀行の振込先口座番号は通常の口座番号とは異なりますので、郵便局に確認の上、記入してください。

8 対象システムの概要 別紙のとおり

※ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した「様式第5補助金交付申請書（兼完了報告書）（個人用）」のうち、「14. 対象システムの概要（モジュール）」及び「15. 対象システムの概要（インバータ）」の写しを提出してください。

9 補助対象経費内訳 別紙のとおり

※ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した「様式第5補助金交付申請書（兼完了報告書）（個人用）」のうち、「16. 補助対象経費内訳」の写しを提出してください。

10 手続代理人又は手続代行者名

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手 続 代 理 者	
手 続 代 行 者	
代 表 者 印	

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

(記入上の注意)

各欄すべてに、それぞれ所定の内容を記入してください。また、□欄には、該当するものを「レ」でチェックしてください。

銀行 番号					支店 コード			
----------	--	--	--	--	-----------	--	--	--

預貯金 種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
-----------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

本人 口座 名義																		

※ カタカナ・左詰で、姓と名の間は1マス空けてください。

口座 番号																		
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 右詰めで記入してください。

(注) 「補助金の振込先」は、誤りのないよう十分御確認の上、御記入ください。

また、上記の内容に誤りが無いことを確認するため、上記に内容が記載された通帳の写しを添付してください。

(注) ゆうちょ銀行の振込先口座番号は通常の口座番号とは異なりますので、郵便局に確認の上、記入してください。

6 対象システムの概要 別紙のとおり

※ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した「様式第5補助金交付申請書（兼完了報告書）（個人用）」のうち、「14. 対象システムの概要（モジュール）」及び「15. 対象システムの概要（インバータ）」の写しを提出してください。

7 補助対象経費内訳記入表 別紙のとおり

※ 一般社団法人太陽光発電協会（太陽光発電普及拡大センター（J-PEC））に提出した「様式第5補助金交付申請書（兼完了報告書）（個人用）」のうち、「16. 補助対象経費内訳」の写しを提出ください。

8 手続代理者又は手続代行者名

住 所	〒 —
会社名・拠点名	
代 表 者 名	

※ 対象システムを購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び住所を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

※ 代表者とは、手続を代理又は代行する会社又は拠点の代表者を指します。肩書きと氏名を記入してください。

手 続 代 理 者	
手 続 代 行 者	
代 表 者 印	

※ 会社印は丸印、個人事業主の場合は個人印とします。

実務担当者名	
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

(記入上の注意)

各欄すべてに、それぞれ所定の内容を記入してください。また、□欄には、該当するものを「レ」でチェックしてください。

様式第9号（第12条関係）

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

登米

市長

年 月 日付け登米市（ ）指令第 号で交付決定しました登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金については、年 月 日付けで提出のあった事業実績報告書に基づき、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第12条の規定により、その額を ，000円に確定します。

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助対象システムき損、滅失届

年 月 日

登米市長

(申請者)

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け登米市（登環）指令第 号で交付決定のあった登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の対象システムについて、下記のとおりき損、滅失しましたので、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第16条の規定により関係書類を添えて届けます。

記

- 1 交付決定指令記号番号（補助金交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

登米市（登環）指令第	号
------------	---

- 2 き損、滅失の内容（状況）

- 3 き損、滅失の日

年 月 日

- 4 関係書類

(1) 現況写真

(2) 参考資料（現況図面等）

登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助対象システム財産処分承認申請書

年 月 日

登米市長

(申請者)

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け登米市（登環）指令第 号で交付決定のあった登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金の対象システムについて、下記のとおり処分したいので、登米市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第17条の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 交付決定指令記号番号（補助金交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

登米市（登環）指令第	号
------------	---

- 2 処分の方法

該当する項目に○をつけてください。

売却	譲渡 (無償)	交換	貸与	担保	廃棄	その他

※「その他」の場合は、具体的に記入してください。

()

- 3 処分の時期

年 月 日 (から 年 月 日まで)

- 4 処分の理由

- 5 処分の条件（処分することによって収益があった場合は、その額を記入してください。）

※ 市から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求されたときは、請求に応じ返還しなければなりませんので御了承ください。